

## 地域医療構想部会設置要領

### (設置)

第1 地域医療構想について協議するため、両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会に、地域医療構想部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (委員)

第2 部会の委員は、別表に掲げる団体のおりとする。

### (所掌事項)

第3条 部会の所掌事項は、地域医療構想の実現に向けた取組の協議に関することとする。

### (会議)

第4 部会長は、必要があると認めるときは、部会への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選した者をもって充てる。

3 部会長は、部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第5 部会での検討内容は、両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会に報告するものとする。

ただし、患者情報や医療機関の経営に関する情報その他保健所長が非公開とすべき情報と認めるものを取り扱う場合は、非公開とする。

### (庶務)

第6 部会の庶務は、一関保健所において処理する。

### (補則)

第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成27年9月30日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年10月18日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。